松阪あゆみ特別支援学校**PTA**研修会

2022,１,15(土)

子どもの将来のために
～今から知っておきたいこと
PARTⅡ

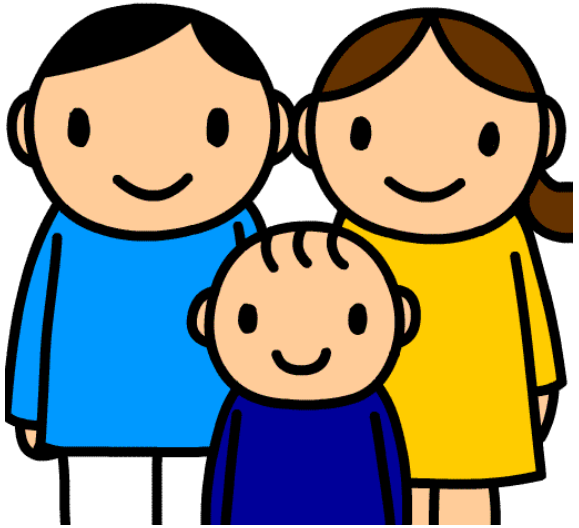

NPO法人エールの会
井上　泰之　　落合　泰子

前回のふりかえり

…子どもの将来のため考えておきたいこと

- 住むところをどうするか

  自宅、グループホーム、入所施設

- 日々の暮らしをどうするか

  身の回りの支援、仕事、日中活動の場、余暇の過ごし方、
  困ったときどうする・・・

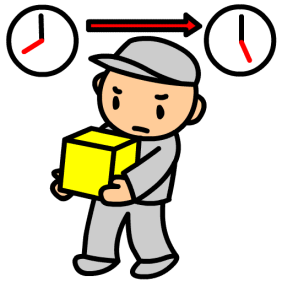

- お金をどうするか

  生活費はいくらぐらい？　　障害基礎年金のこと
  いくらぐらい残せばよいか？
  預貯金や財産はどう管理する？

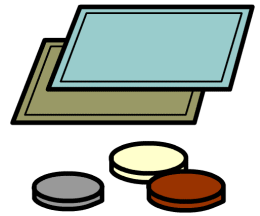

「親なきあと」に必要なのは

多額の「お金」よりも

→本人のために有効に「お金」を使ってくれる人、「お金」を管理してくれる人

兄弟、親戚、近所の人、友人・・・　施設の支援員、
グループホームの世話人、事業所の施設長、成年後見人

安定した生活の場のために

→支援してくれる人、見守ってくれる人、権利を擁護してくれる人

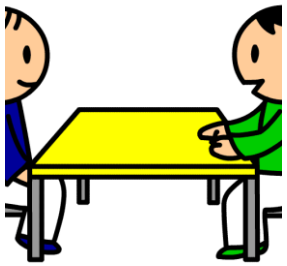

兄弟、親戚、近所の人、友人・・・　入所施設の支援員さん、
グループホームの世話人さん、障害福祉サービスの支援員さん、
ヘルパーさん、計画相談などの相談員さん・・・、成年後見人

成年後見制度(法定後見)のメリット

- 親なき後の心配の解消。
- 年金や通帳の管理を頼める。
- 消費者被害を防止できる。
- 本人の相談相手が増える。
- 子との関係を見直せる。

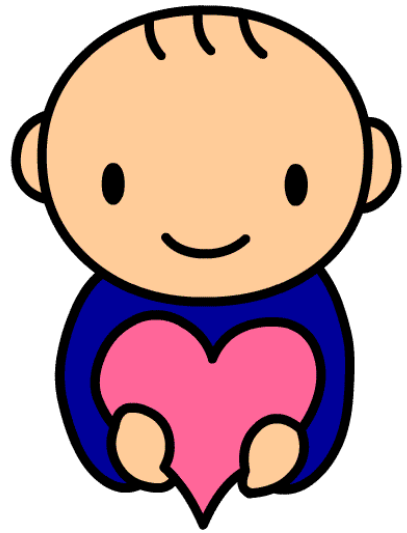

(全国手をつなぐ育成会権利擁護センター
「成年後見制度に関するアンケート調査」2021/8より)

成年後見制度(法定後見)のデメリット

- 申し立てをしたら取り下げられない。途中でやめられない。
- 財産管理だけで身上保護をしてもらえない。
- 福祉と連携していない。
- 本人のお金を本人のために使えない。
- 報酬が高い。
- もっと会いに来て本人を知ってほしい。
- 本人の意思や嗜好をもっと大切にしてほしい。
- 関係者の話をしっかり聞いてほしい。
- 障がい理解と福祉の知識がない。

成年後見制度(法定後見)以外で利用できそうなもの

- 任意後見制度
- 日常生活自立支援事業
- 遺言
- 家族信託などの信託制度
- 共済制度
- その他

任意後見制度

本人

判断力がなくなったら財産管理してね

契約を結ぶ

公証人役場

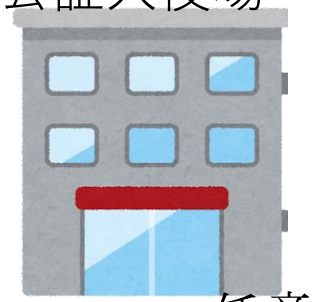

判断力が衰えたら

任意後見人となる人⇒例)親族

任意後見監督人

監督

任意後見監督人の選任を申し立てる

任意後見監督人の選任を申し立てる

選任後見開始

任意後見制度

	法定後見制度	任意後見制度
制度の概要	本人の判断能力が不十分になったとき、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する。	本人が十分に判断能力があるときに、任意後見人となる人と、その人に代理権を与える事務の内容(本人の生活、療養看護、財産管理など)を決めて契約を結んでおく。本人の判断能力が不十分になったときに、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う。
申し立て手続き	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長のいずれかが家庭裁判所に申し立てる。	①　本人と任意後見人になる人との間で代理権を与える内容の契約(任意後見契約)を結ぶ。⇒公証人が作成する公正証書により結ぶ必要 ②　本人の判断力が不十分となったとき、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる人のいずれかが任意後見監督人の選任を申し立てる。(本人以外が申し立てる場合は本人の同意が必要) ③　家庭裁判所が後見開始を判断し、任意後見監督人を選任する。⇒任意後見開始

任意後見制度

	法定後見制度	任意後見制度
後見人の権限	後見類型(後見・保佐・補助)によって代理権、同意権、取消権が付与される。	任意後見契約で定めた範囲内で代理権があるが、本人が結んだ契約を取り消すことはできない。(取消権・同意権はない)
後見監督人	必要に応じて家庭裁判所が選任	必ず監督人を付ける必要がある。家裁が選任。候補の希望は出せるが、認められるとは限らない。
後見人、監督人への報酬	家庭裁判所が申し立てを受けて決定。(最低月２万円程度)	後見にへの報酬は、契約の際に当事者同士で相談して決める。無料でよい。監督人への報酬は申し立てを受けて家裁が決定。(最低月２万円程度)

任意後見…想定できるケースⅠ

- 親が元気なうちに、知的障害のある子どもときょうだいで任意後見契約を結んでおく。
  ※　知的障害があっても公証人が契約する判断力があると認めれば契約はできる。公証人によって見方が異なるが、自分の名前が言えて、「お金のことはこの人に頼みたい」と言えたら契約可能、「この人に頼んでいいですか？」と聞かれて「はい」と答えれば**OK**という例もある。
  ※　ある公証人はダメでも、別の公証人ならよい場合もある。
  ※　契約を結ぶのはきょうだいでなくても親でもよいし、信頼できる人、法人でもよい。

任意後見…想定できるケース2

- 子どもが未成年(１８歳未満)の場合、親権を利用して子どもの代わりに信頼できる人と契約をする。

父親・母親・きょうだい・法人など

※ 必要になったとき、任意後見監督人の選任を申し立てて後見が始まる。

※ 将来、引き継ぐ後見人も選べるように契約しておく。

※ 公証人によって、判断が異なる。
親の意思だけで後見を決めてよいのか？

日常生活自立支援事業

日自　三重県

- 誰もが安心して福祉サービスを利用できるよう、お手伝い（援助）する事業です。社会福祉協議会が実施。

1.福祉サービス利用のお手伝いをします。(福祉サービスの利用援助)

2.日常的なお金の管理をお手伝いします。（日常的金銭管理サービス）

3.大切な書類等をお預かりして保管します。（書類等預かりサービス）

- 利用できる人

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人。ただし、本人との契約に基づいてサービスを提供しますので、**利用意思と契約内容への理解**が必要です。

日常生活自立支援事業

- 利用にあたっての料金

1. 福祉サービスの利用援助および日常的金銭管理サービス
   1回：1,200円（1時間程度）
2. 書類等預かりサービス　年間：3,000円（1ケ月：250円）

- 詳しくは

松阪日常生活自立支援センター（松阪市社会福祉協議会内）

0598-22-3715

https://matsusakawel.com/shogaisha/chiikifukushikenri-yougo/

自分の遺志をかなえる…例えば相続

① 障がいのある子にたくさんの遺産を相続させたい

② 障がいのある子に遺産を相続させたくない

※　何もしなければ⇒遺産分割協議

法定相続(配偶者**1/2**　子ども**1/2)**

遺産　**3000**万円　　相続人　配偶者　子ども　３人

配偶者　**1500**万円

子ども　**A**さん**500**万円　**B**さん**500**万円　**C**さん**500**万円

遺言を書いておく

- 親の希望どおりに遺産を分配する

  自筆証書遺言…証人不要、本人が保管(法務局に預けることもできる)、検認が必要、形式不備は無効

  公正証書遺言…公証人が作成、証人が必要、費用がかかる

  原本は公証役場で保管、検認は不要、信頼性

※　書き直し、修正は可能(公正証書の場合は手数料必要)

まずは気軽に自筆で書いてみて、専門家に相談⇒公正証書に

エンディングノート、「親心の記録」などを利用

遺言を書いておく

- 相続のトラブルをのこさない
- 相続人(配偶者、子ども、その配偶者など)には、生前から自分の考え(遺言の内容)をよく伝えておく。
- 遺言に付言事項をつけて、自分の思いをメッセージにしておく。

※　遺留分…相続で不利な扱いとなる相続人(配偶者・子ども)は、法定相続分の1/2まで遺産を相続する権利を主張できる。

信託　家族信託

●信託とは⇒「自分の大切な財産を、信頼できる人に託し、自分が決めた目的に沿って大切な人や自分のために運用・管理してもらう」制度です。※　**2006**　信託法改正

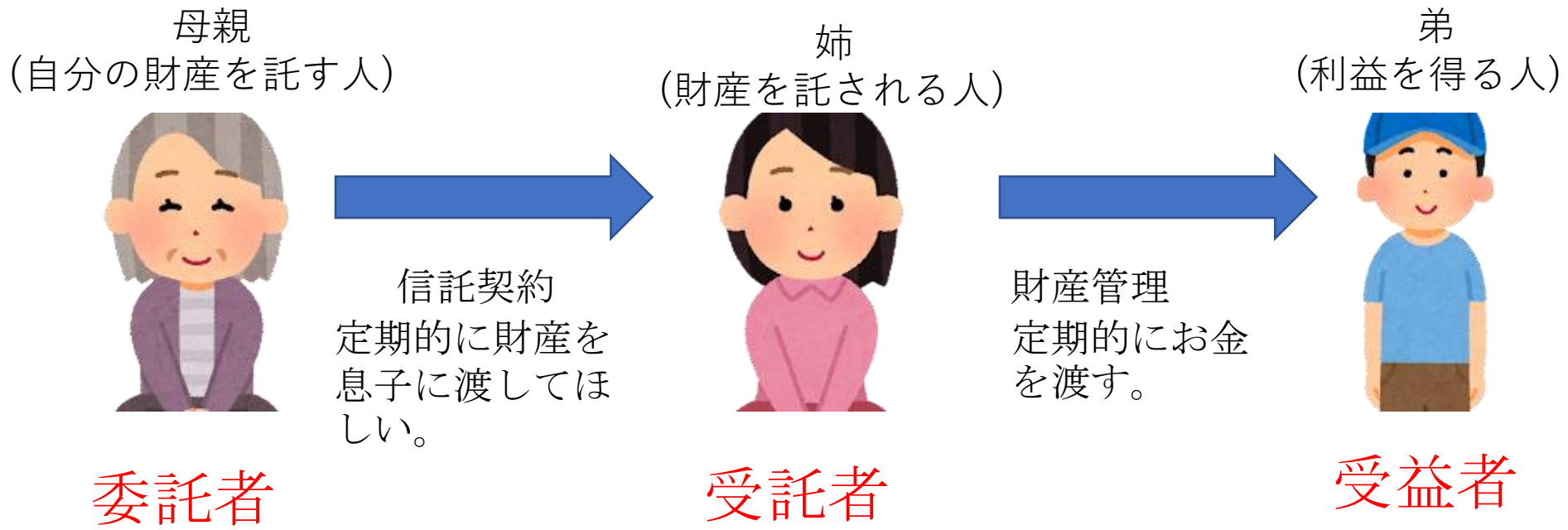

信託　家族信託

- 信託契約を結ぶ必要⇒専門家に相談を(司法書士、税理士など)　一般社団法人家族信託普及協会 (kazokushintaku.org)
- 契約時の費用(専門家に頼んだ場合)
  相談から契約書作成、公正証書登録など
  →約50万～100万円(不動産があれば高くなる)
- 信託監督人を付けることもできる⇒契約で設定
- 受益者が亡くなった後⇒残った信託財産を、誰に渡すかも指定できる。⇒例)お世話になった社会福祉法人に寄付するなど　※　１年に6000億円が国庫に

生命保険信託

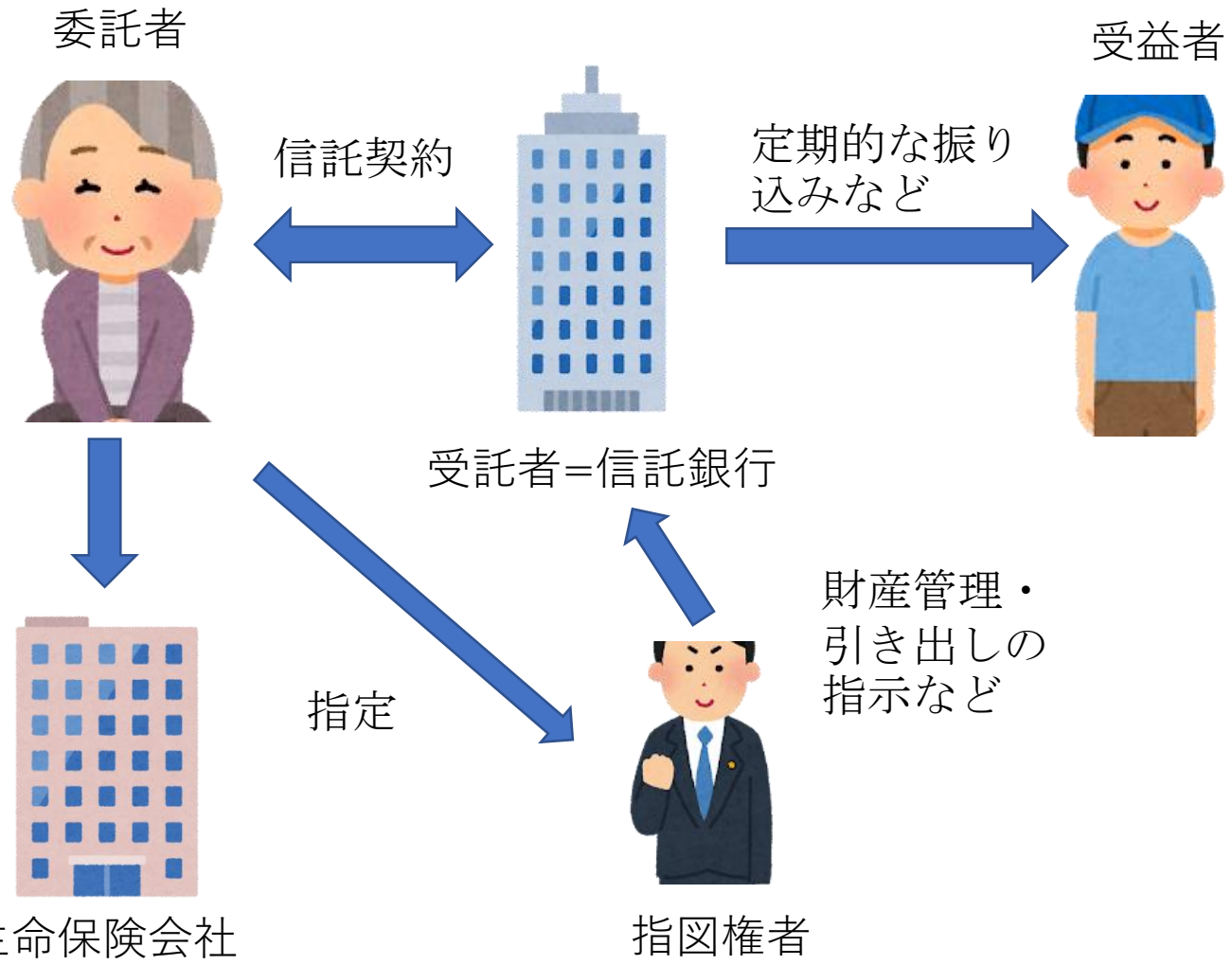

扱っている会社
・株式会社ジェイアイシー
・プルデンシャル生命
・ソニー生命(一部の地域のみ)
・第一生命
※　いづれも信託報酬がかかる

特定贈与信託

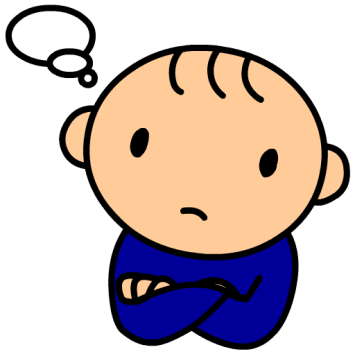

特定贈与信託

- 信託銀行が財産を管理し、生活費などを定期的に渡す。
  特別障害者(重度)は6,000万円、特定障害者(中度)は３,000万円まで贈与税が非課税となる。成年後見人が必要な場合もある。

遺言代用信託

- 信託銀行に預けた財産を、親が亡くなった後、定期的に子どもに渡すことができる。一括で受け取ることもできる。

※　個人型確定拠出年金(iDeCo)などの他の金融商品の活用も検討

三重県心身障害者扶養共済制度

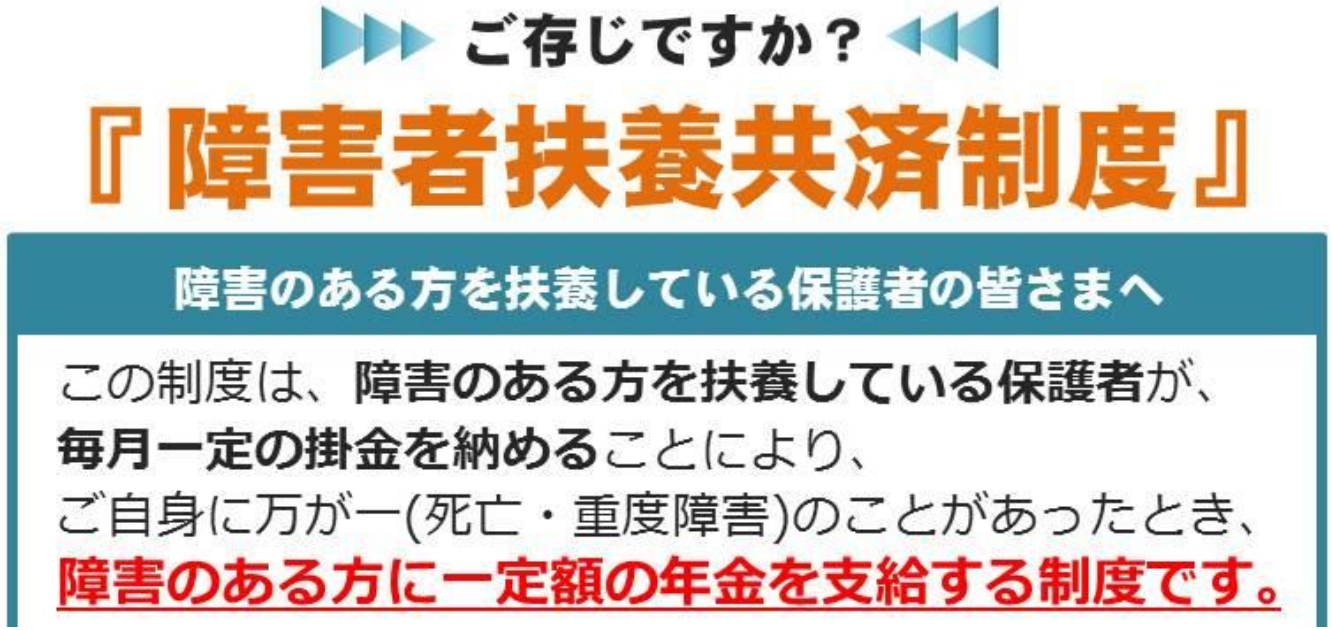

PDF
扶養共済制

問い合わせ先
　松阪市役所　障がい福祉課(℡　53-4059)　地域振興局地域住民課
　多気町・明和町・大台町役場福祉担当課
　三重県庁障がい福祉課社会参加班

お金だけあっても、使えなければ意味がない

●成年後見制度を、もっと本人のために使える制度に
　・信頼できる人、法人が後見人になれるように
　・報酬の問題、必要とする人が利用できるように
　・代行決定を最小限にし、本人の意思決定支援を重視した制度に　　など

●障がいのある人が、不安なく幸せに暮らせる社会にするために
　…後見制度だけでなく

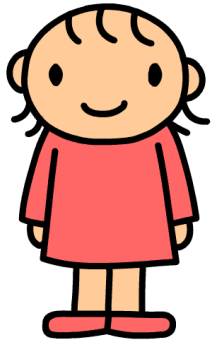

・地域生活支援拠点　　・後見的支援制度

地域生活拠点

松阪圏域の整備状況
令和2年４月１日時点

地域生活拠点

松阪市	圏域での整備について協議しているが調整できていない
多気町	圏域で調整必要なため 時期未定
大台町	令和5年度までに整備予定
明和町	R3末 地域自立支援協議会にて検討中、令和3年度末を予定している。グループホームの整備に補助金がつかず予算繰りが困難なため整備が遅れている。

横浜市後見的支援制度など

koukensien2013.pdf

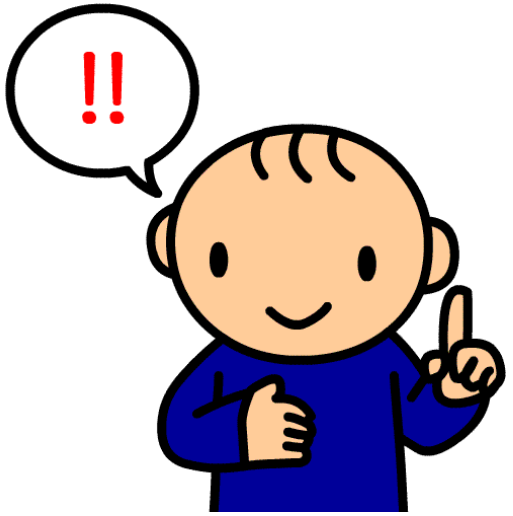

他にも、こんな制度やしくみがあったらいいな・・・

いろいろな要望を出していきましょう。

最後に

- 親と子どもは別の人間、別の人生。
- 無理は禁物⇒誰かに頼りましょう。
- いろいろな人とのつながりを大切に。
- 健康を大切に、長生きしましょう。
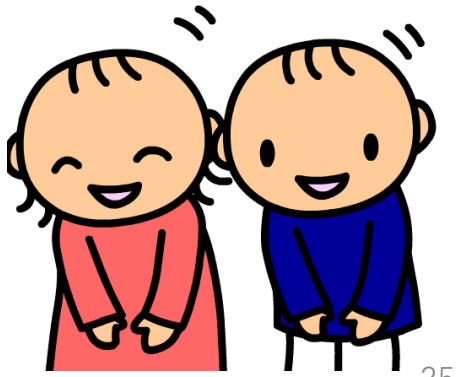
ご清聴ありがとうございました。